

# 令和7年度 鳥取県立博物館会計年度任用職員（広報・普及専門員） 採用試験募集案内

## ◆鳥取県立博物館◆

〒680-0011 鳥取市東町二丁目124番地 電話 (0857) 26-8042  
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>

鳥取県立博物館ホームページ管理をはじめとする広報に関する業務及び教育普及活動の補助等に関する業務を行う専門員を下記のとおり募集します。

## 1 募集内容

職 種	会計年度任用職員（広報・普及専門員）
勤務場所	鳥取県立博物館（鳥取県鳥取市東町二丁目124番地）
採用予定者数	1名 ※試験の結果、合格者がいない場合があります。
職務内容	(1) 広報（ホームページ等の管理、広報誌等調整・発注等）に関する業務 (2) 教育普及活動（主催講座等の準備・運営等）の補助に関する業務 (3) その他、館運営の補助に関する業務 ※博物館が行う自然史、歴史、民俗、美術工芸の分野に関心があり、広報のほか教育普及活動の取組にも意欲のある人を求めます。
任用期間	令和7年4月1日（予定）から令和8年3月31日まで ◎予算編成その他の状況により採用予定者に決定されても採用にならない場合があります。 ◎従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度に再度任用されることがあります（最長で令和12年3月末まで。原則として令和7年4月1日採用者に限る）。

## 2 受験資格

- (1) 鳥取県立博物館ホームページの管理（画面の一部改造等）及びSNSに必要な下記の専門的知識・技術を有している人（年齢、性別は問いません。）
  - ・HTML、CSS、SNS等webに関する一般的な知識を有していること。
  - ・webデザインができること。
- (2) 鳥取県立博物館の広報誌作成に必要な下記の知識・技術を有している人
  - ・Adobe、Photoshop、Illustratorを使用できること。
  - ・レイアウトデザインができること。
- (3) 地方公務員法第16条に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有する人、又は日本国籍は有しないが、活動に制限のない在留の資格を取得している人若しくは採用日の前日までに当該資格を取得する見込みの人（活動に制限のない在留の資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）

### 3 受付期間・面接試験日・試験会場・合格者発表等

受付期間	<p><b>令和6年12月16日(月)</b>  <b>～令和7年1月14日(火)(必着)</b></p> <p>※年末年始(令和6年12月29日～令和7年1月3日)を除く</p> <p>◎郵送の場合は、令和7年1月14日(火)17:15までに到達したもの(期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの)に限り受け付けます。</p> <p>◎持参による申込みの受付時間 8:30～17:15</p> <p>※休館日(年末年始を除く)であっても職員は常駐しておりますので、職員用通用口(博物館入口の右側)からお入りください。(インターホンを鳴らしてください。)</p>
第1次試験	<p><b>論文審査</b></p> <p>・「採用試験申込書」と、同時に提出された「小論文」(6 受験申込手続の「提出書類等」に記載)を審査します。</p> <p>・申込書の内容と小論文を審査し、得点の高い順に数名を合格とします。</p>
第1次試験合格発表日	<p><b>令和7年1月22日(水)(予定)</b></p> <p>・受験者全員に合否を郵送で通知します。電話での問い合わせにはお答えできません。</p>
第2次試験(面接試験)	<p><b>令和7年1月30日(木)(予定)</b></p> <p><b>〔試験会場〕鳥取県立博物館(2階会議室)</b></p> <p>※面接時間等の詳細は、第1次試験合格者に別途連絡します。</p> <p>※試験会場への車での乗り入れはご遠慮ください。公共交通機関又は県庁駐車場を御利用ください。</p>
最終合格通知発送日	<p><b>令和7年2月5日(水)(予定)</b></p> <p>・第2次試験受験者全員に合否を郵送で通知します。電話での問い合わせにはお答えできません。</p>
合格者の決定	<p>・第2次試験の得点の高い順に合格者を決定します。</p> <p>ただし、その得点が一定の基準に至らない場合は不合格とします。</p> <p>なお、合格者が採用を辞退した場合は、当該得点が次点の者を合格者とします。</p> <p>※採用試験申込書等の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。</p>

### 4 試験内容

試験種目	配点	内容
(第1次試験)書類審査	100点	申込書の記載内容及び小論文の表現力、課題に対する理解力等について、書類審査を行います。
(第2次試験)面接試験	100点	個別面接により、業務への適格性等について審査を行います。(15分程度)

#### 《受験にあたっての注意事項》

- (1) 第2次試験当日は、試験開始時刻までに必ず受付を終えてください。
- (2) 受験の際は、受験票を持参してください。
- (3) 指定する場所以外での喫煙は禁止します。
- (4) 試験会場への車での乗り入れはご遠慮ください。公共交通機関又は県庁駐車場をご利用ください。

## 5 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 経験年数に応じて 日額 9,570円～10,620円</p> <p>※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。（以下の項も同じ）</p> <p>※(参考)月17日勤務していただいた場合、9,570(～10,620)円/日×17日=162,690(～180,540)円が支給されます。</p> <p>○期末勤勉手当</p> <p>期末手当:期末手当基礎額(報酬の月額相当分)2.16月分(6月期1.08月分、12月期1.08月分)</p> <p>勤勉手当:勤務成績に応じて支給</p> <p>※在職期間に応じた期間率を乗じた額を支給します。</p> <p>(例:令和7年4月1日採用の場合の期間率 6月期:100分の30 12月期:100分の100)</p> <p>○費用弁償(通勤手当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。</li> <li>・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月あたり55,000円を限度額とします。</li> <li>・自家用車等使用者は使用距離に応じて、月額50,100円を限度額として支給します。</li> </ul> <p>※鳥取県立博物館内の駐車場には、自家用車は駐車できません。自家用車で通勤される方は自己の責任において駐車場を確保してください。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇</p> <p>任用期間に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等</p> <p>公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。</p> <p>※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>1ヶ月17日(土・日・祝日勤務があります。)</p> <p>午前8時30分～午後5時15分まで</p> <p>※現段階における勤務時間です。変更になる場合があります。</p>

## 6 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 鳥取県立博物館会計年度任用職員(広報・普及専門員)採用試験申込書 1部</p> <p>「採用試験申込書記載要領」をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。(別紙様式)</p> <p>(2) 小論文 1部</p> <p>課題「鳥取県立博物館をもっと利用してもらおうための広報の在り方」(1,200字以内)</p> <p>&lt;作成要領&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ワードプロソフトで、A4判縦長用紙に横書きで作成すること。</li> <li>2. 一行40字、1頁35行、文字の大きさは12ポイント程度とすること。</li> <li>3. 用紙の上部に、上記の課題名及び氏名を明記すること。</li> </ol> <p>(3) 連絡用封筒 1通</p> <p>第1次試験の結果をお知らせするために必要ですので110円切手を貼り、郵便番号、送付先住所、宛名を明記した封筒〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を提出してください。</p> <p>※提出された書類はお返しできませんので御了承ください。</p>
-------	--

申込み・ 問合せ先	<p><b>鳥取県立博物館総務課</b> 〒680-0011 鳥取県鳥取市東町二丁目124番地 電話(0857)26-8042</p> <p><b>〔ご持参の場合〕</b> 提出書類を上記の鳥取県立博物館総務課へ御持参のうえ、職員に申込の旨をお伝えください。</p> <p><b>〔郵便又は信書便の場合〕</b> 提出書類を封入した封筒の表に「鳥取県立博物館会計年度任用職員(広報・普及専門員)募集関係」と朱書きし、上記申込先に送付してください。 ※郵送の場合は「簡易書留」にするなど特定記録の方法によってください。(郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、第1次試験の結果が届くまで保管してください。)</p>
--------------	---

## 7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

※受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来館できない場合は、鳥取県立博物館までご相談ください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒(定型長3(23cm×12cm))を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の得点及び順位	試験結果発表日から1ヵ月	鳥取県立博物館

## 8 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【試験会場案内図】

※試験会場への車での乗り入れはご遠慮ください。公共交通機関又は県庁駐車場をご利用ください。



- ①100円バス「くる梨」緑コース「①仁風閣・県立博物館前」下車すぐ
- ②ループ麒麟獅子(土・日・祝日のみ)「③鳥取城跡」下車すぐ
- ③砂丘・湖山・賀露方面行「西町」下車、約400m
- ④市内周り岩倉・中河原方面行「わらべ館前」下車、約600m